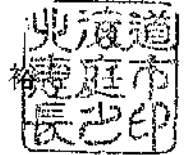


乳児等支援給付の支給認定並びに乳児等通園支援事業等の認可及び確認の手続きに関する規則を次のとおり定める。

令和8年3月25日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第12号

乳児等支援給付の支給認定並びに乳児等通園支援事業等の認可及び確認の手続きに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）に基づく乳児等支援給付の認定、乳児等通園支援事業の認可、特定乳児等通園支援事業者の確認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 支援法第30条の14の支給対象小学校就学前子どもの保護者は、同法第30条の15第1項の規定により乳児等支援給付認定の申請をしようとするときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(認定証の交付)

第3条 市長は、支援法第30条の15第2項の規定による認定をするときは、乳児等支援給付認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第2号。以下「認定証」という。）を当該認定の申請をした者に対し、交付しなければならない。

(認定の変更の届出)

第4条 乳児等支援給付認定保護者は、乳児等支援給付認定の有効期間内において、支援

法第30条の17の規定により乳児等支援給付認定の変更の申請届出をするときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 児童の保護者は、転出等により認定が消滅する場合は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（認定証の再交付）

第5条 市長は、子ども・子育て支援法施行規則第28条の27の規定により乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）再交付申請書（様式第5号）の提出があったときは、認定証を再交付しなければならない。

（認定の取消し）

第6条 市長は、支援法第30条の18第1項の規定により乳児等支援給付認定の取消しを行うときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消通知書（様式第6号）により、乳児等支援給付認定保護者に通知しなければならない。

（認可及び確認の申請）

第7条 法第34条の15第2項の規定による認可の申請又は支援法第54条の2第1項の規定による確認の申請をしようとする者（認可の申請及び確認の申請を同時に行う者を含む。）は、あらかじめ市長と協議した上で、乳児等通園支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（認可基準の審査）

第8条 市長は、前条の規定による認可の申請があったときは、法及び恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年条例第9号）で定める要件に適合している内容であるか審査するものとする。

（確認基準の審査）

第9条 市長は、第7条の規定による確認の申請があったときは、支援法及び恵庭市特定乳児等通園支援事業の運営基準に関する条例（令和7年条例第38号）で定める要件に適合している内容であるか審査するものとする。

（恵庭市子ども・子育て会議への意見聴取）

第10条 市長は、第7条の申請に対し、第8条及び第9条に基づき、認可及び確認をしようとするときは、あらかじめ恵庭市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号）第7条第1項第3号に規定する児童福祉専門部会の意見を聴かなければならない。

（認可通知）

第11条 市長は、法第34条の15第5項本文の規定により認可するときは、乳児等通園支援事業認可通知書（様式第8号）により当該認可の申請をした者に対し、通知しなければならない。

2 市長は、法第34条の15第6項の規定により認可の申請を却下するときは、乳児等通園支援事業認可申請却下通知書（様式第9号）により当該認可の申請をした者に対し、通知しなければならない。

（確認通知）

第12条 市長は、支援法第54条の2第2項の規定により確認するときは特定乳児等通園支援事業者確認通知書（様式第10号）により当該確認の申請をした者に対し、通知しなければならない。

2 市長は、支援法第54条の2第2項の規定による確認の申請を却下するときは、特定乳児等通園支援事業者確認申請却下通知書（様式第11号）により当該確認の申請をした者に対し、通知しなければならない。

（認可内容の変更の届出）

第13条 認可を受けた者（以下「認可事業者」という。）は、児童福祉法施行規則第36条の36第3項及び第4項の規定により認可を受けた内容について次の各号に掲げる変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 施設名称等の変更 乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）出書（様式第12号）

(2) 建物その他設備等の変更等 乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他設備の変更等）（様式第13号）

2 市長は、前項の規定による申請届出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、乳児等通園支援事業認可変更承認通知書（様式第14号）により認可事業者

に対し、通知しなければならない。

(確認内容の変更の届出等)

第14条 確認を受けた者(以下「確認事業者」という。)は、支援法第54条の3において準用する同法第44条及び第47条の規定により確認を受けた内容について次の各号に掲げる変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 次号及び第3号に掲げる変更以外の変更 特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(様式第15号)
- (2) 利用定員の増加 特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書届出書(利用定員の増加)出書(様式第16号)
- (3) 利用定員の減少 特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(利用定員の減少)出書(様式第17号)

2 市長は、前項第2号及び第3号の規定による申請があったときは、特定乳児等通園支援事業者確認通知書(様式第10号)により確認事業者に対し、通知しなければならない。

(認可の廃止及び確認の辞退)

第15条 認可事業者又は確認事業者は、法第34条の15第7項の規定により乳児等通園支援事業を廃止若しくは休止をしようとするとき又は支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定により特定乳児等通園支援事業者の確認を辞退しようとするときは、あらかじめ市長と協議した上で、乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

(認可及び確認の取消し等)

第16条 市長は、法第58条第2項の規定により乳児等通園支援事業の認可を取り消すとき又は支援法第54条の3において準用する同法第52条第1項の規定により特定乳児等通園支援事業の確認を取り消すとき(これらの取消しを同時に行う場合を含む。)は、乳児等通園支援事業認可取消通知書兼特定乳児等通園支援事業者確認取消通知書(様式

第19号)により認可事業者又は確認事業者に対し、通知するものとする。

- 2 市長は、法第34条の17第4項の規定により乳児等通園支援事業の制限若しくは停止を命じるとき又は支援法第54条の3において準用する同法第52条第1項の規定により特定乳児等通園支援事業の確認の全部若しくは一部の効力を停止するとき（これらの制限及び停止を同時に行う場合を含む。）は、乳児等通園支援事業制限通知書兼特定乳児等通園支援事業者確認効力停止通知書（様式第20号）により認可事業者又は確認事業者に対し、通知するものとする。

（特定乳児等通園支援事業者に係る公示）

第17条 市長は、次に掲げる場合は、支援法第54条の3において準用する同法第53条の規定によりその旨を公示するとともに、北海道知事が定める方法により北海道知事に届け出なければならない。

- (1) 支援法第54条の3において準用する同法第43条第1項の規定による確認をしたとき。
- (2) 支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退があったとき。
- (3) 支援法第54条の3において準用する同法第52条の規定による確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（補則）

第18条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則の規定による認定の申請、利用の予約その他必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の日前に、恵庭市乳児等通園支援事業認可要綱（以下「旧要綱」とい

う。)の規定によりなされた申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。